

長野県環境審議会
地域と調和した再生可能エネルギー事業の推進に関する専門委員会
第1回議事録

日 時 令和5年3月30日(木)
午前10時30分～午後12時25分
場 所 長野県庁西庁舎110号会議室

進行（松本）	<p>それでは定刻となりましたので、ただ今から長野県環境審議会地域と調和した再生可能エネルギー事業の推進に関する専門委員会を開催いたします。</p> <p>私はしばらくの間、進行を務めさせていただきます長野県環境部環境政策課ゼロカーボン推進室の松本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>委員会開会に当たり、あらかじめお願い申し上げます。傍聴に当たりましては傍聴人心得を遵守してくださるようお願いいたします。また、報道の方のカメラ撮影につきましては、決められたスペースからの撮影のみとさせていただきますので、ご了承ください。</p> <p>まず初めに長野県環境部次長の真関よりご挨拶を申し上げます。</p>
真関環境部次長	<p>皆さんこんにちは。長野県環境部次長の真関と申します。</p> <p>第1回専門委員会にご出席を賜りまして感謝申し上げます。本県では一昨年6月に長野県ゼロカーボン戦略の策定をいたしました。温室効果ガス総排出量を2030年度までに6割削減、2050年までにゼロにするという目標を掲げ、その実現には特に本県に高いポテンシャルがあります太陽光発電を進めることが不可欠と考えております。</p> <p>また、その一方で、いわゆる野立ての太陽光発電でございますけれども、防災面、環境景観面等で地域と摩擦を生じる事情もありまして、一定のルール化が必要と思っております。これまで、本県でも市町村において条例制定が進められてまいりましたけれども、条例を制定した市町村にありましても内容等に濃淡があったり、また今後、オフサイトPPAといったFIT制度によらない事業拡大も見込まれるという状況でございます。</p> <p>こうした背景の中で、今後の野立て太陽光発電を適正な形で促進していくためには、市町村条例と相互で補完する形で県が条例を制定していくことにしたところでございます。</p> <p>条例の制定に向けましては、住民等への説明のあり方、安全な立地、環境や景観の保全措置の他、遵法意識の低い事業者への対応、</p>

適正な維持管理、こうした多様な項目について整理が必要ということでございます。委員の皆様には、それぞれのご専門の立場からご意見をいただければ幸いです。

本委員会は7月の環境審議会の答申を目指しまして、4回の開催を予定してございます。短期間で集中的にご審議いただくこととなりますので何卒ご協力の程よろしくお願いを申し上げます。

開会にあたっての挨拶とさせていただきますどうぞよろしくお願いをいたします。

進行（松本）

ここで本委員会の委員の皆様のご紹介をさせていただきます。そのまま着座にてどうぞ。お手元の資料の3ページに委員の皆様の名簿を掲載させていただいております。この名簿の順番でご紹介させていただきますが、お役職名につきまして省略させていただきます。失礼いたします。

最初に、本日はご都合により欠席となりましたが、上原三知様。続きまして、本日も出席いただいております小松信子様、鈴木啓助様、田中信一郎様、茅野恒秀様、名取俊典様、平松晋也様。本日はオンラインでご参加いただいております水上貴央様の皆様でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

委員の皆様には事前に委嘱状をお送りしております。条例の制定に当たりまして、それぞれの立場からご意見を賜りたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

なお、本委員会は公開で行われ会議録も公表する予定でございます。会議録作成のため本会議の音声を録音しておりますので、ご承知おきいただきたいと思います。

ここで資料の確認をお願い致します。本日お手元に会議次第の他、配席図、それから資料をA4横の資料1冊を配付してございます。資料の不足ですとか、乱丁等ございましたらお声掛けください。よろしいでしょうか。

それでは、これから議事に入りたいと思いますが、本日はまだ委員長が決まっておられませんので、決まるまでの間、長野県環境政策課ゼロカーボン推進室長の新納が進行を進めさせていただきます。

新納室長

長野県環境政策課ゼロカーボン推進室長の新納でございます。一時的に司会の方をさせていただきます。着座でやらさせていただきます。

それでは、進行の方を進めさせていただければと存じます。

まず、会議事項の（1）委員長の選出等について事務局から説明をいたします。

事務局	<p>長野県環境審議会地域と調和した再生可能エネルギー事業の推進に関する専門委員会設置要綱について簡単にご説明いたします。資料は4ページでございます。</p> <p>あらかじめ専門委員会設置要綱を定めさせていただいております。この専門委員会の目的でございますけれども、第2に記載されておりますとおり、地域と調和した地上設置型の太陽光発電事業の推進に向けた条例のあり方について調査ご検討いただくことを考えております。その他関係事項につきましてもご議論いただく形です。</p> <p>組織につきましては、第3の方に掲げさせていただいておりますが、10人以内で組織する形になっておりますけれども、今回8名という形になっております。委員長の選任は第2項のとおりです。それから会議の開催につきましては第4になりますけれども、第2項で、委員の過半数の出席をもって会議を開くという形にしております。それから第4項におきまして専門委員会は公開という形になっておりますけれども、(1)(2)にありますとおり、非公表情報に該当する場合は非公開とすることができる形になっております。この委員会での審議結果につきましては追って、県の環境審議会の会長に対して報告するという形になっておりますのでよろしくをお願いいたします。以上でございます。</p>
新納室長	<p>それではこの設置要綱に基づきまして条例制定に向けて検討いただければと思います。なお、本日の会議でございますが、専門委員8名のうち7名にご出席をいただいております。設置要綱の第4第2項の規定によりまして、会議が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>それでは本会議の委員長を選任いただきたいと思います。選出につきましては、設置要綱の第3第2項の規定によりまして、委員の互選によることとされております。どなたかご推薦いただきたいのですが、いかがでしょうか。</p> <p>はい。名取委員をお願いいたします。</p>
名取委員	<p>すいません。互選ということでございます。私の方から、田中新一郎委員に委員長に就任していただくことをご提案させていただきたいと考えております。</p> <p>田中委員におかれましては、これまで長野県の環境部の温暖化対策課、また、自然エネルギー財団など地域のエネルギー政策に携わり、現在では、再生可能エネルギーだけではなく、地方行政に関する知識が大変豊富ということでございます。田中委員が委員長に就任していただくことについて今回ご提案をさせていただくものです。どうぞよろしくをお願いいたします。</p>

<p>新納室長</p>	<p>ありがとうございます。いま、田中信一郎委員を委員長にというご発言ございました。田中信一郎委員に委員長お願いするということがよろしいでしょうか。</p> <p>(意義なしの声)</p> <p>それでは、田中委員に委員長をお願いすることといたします。設置要綱の第4第1項の規定によりまして、委員長が議長になることをされておりますので、田中委員、委員長席へお願いいたします。よろしく申し上げます。</p>
<p>田中委員長</p>	<p>ご指名ですので私が委員長を務めさせていただきます。委員の皆様のご協力をお願いいたします。</p> <p>本日の会議では、2050年ゼロカーボンの実現に向けて、地域と調和した適正な地上設置型の太陽光発電事業の推進を図るための条例を制定するに当たり、制定理由、背景、条例の方向性について事務局から説明をいただき、委員の皆様からご意見等いただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>議事に入る前、設置要綱第3第4項において、委員長に事故があるときはあらかじめ委員長が指名した委員が職務を代理するとしております。この職務代理者として信州大学准教授の茅野恒秀委員を指名したいと考えておりますが、いかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。それでは茅野委員を職務代理者といたします。茅野委員よろしく申し上げます。</p> <p>それでは議事(2)条例素案(たたき台)について、に入ります。まず、条例の制定に向けた経過や背景、検討の視点などについて事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>新納室長</p>	<p>はい、それでは事務局の方からご説明をさせていただきます。以下着座にて失礼いたします。</p> <p>資料でございますが、「議事(2)条例素案(たたき台)について」ということでございますが、今後ご議論いただくたたき台として作成したものでございます。経緯を含めましてご説明をさせていただければと思います。</p> <p>6ページでございますが、まず条例の制定の経過ということでございます。令和5年2月県議会の定例会におきまして知事の議案説明の中で、資料に記載のとおり説明があったところです。地上</p>

設置型の太陽光発電については防災面や景観面での配慮が必要であるということから設備の設置に当たって許可又は届出を必要とする条例の制定を検討していくということ、また9月県議会への条例案提出を目指して取り組んでいくという説明がございました。

また、下にありますとおり、次期総合5か年計画の中におきましても、野立て太陽光発電の事業の適正化のため条例制定を検討する旨が盛り込まれているというところがございます。

次のページでございますが、3月17日の長野県環境審議会の方に諮問をさせていただいたところがございます。内容について説明は割愛させていただきますが、次のページをご覧くださいいただければと存じます。

特に環境審議会への諮問の中で、2の検討体制でございますが、本事案については専門の事項を調査・検討するため、長野県環境審議会に有識者や実務者等から構成される専門委員会を設置するというご意見をいただいたところがございます。それを踏まえまして本日第1回の専門委員会を開催をさせていただいたところがございます。

次のページをご覧ください。スケジュールでございますが、本日3月30日第1回の専門委員会を開催をさせていただいたところがございます。今後、市町村との協議、またパブリックコメント等を並行して行いながら、現在のところ4回程度の開催を念頭に置きながら進めていければと考えているところがございます。7月下旬の環境審議会への報告、答申を目指して進めていければと考えますが、必要に応じて、しっかりご議論いただいた結果として、それ以上の開催ということももちろん有り得るということで、現時点での念頭のスケジュールということでご説明をさせていただきました。

おめくりをいただきまして、ここからは、なぜ今条例を制定するのか、ということにつきまして、事務局の方から背景についてご説明させていただければと存じます。背景を三つ書かせていただいておりますが、具体は次のページから説明させていただければと存じます。

次のページをご覧ください。まず三つの背景の一つ目でございますが、先ほど次長からの挨拶でも触れさせていただきましたけれども、2050ゼロカーボンに向けては再エネのさらなる生産拡大は不可欠である中で、野立ての太陽光発電についても普及を図っていくためには適正な事業のあり方に関する一定のルールが必要であるというところがございます。下の方の資料でございますが、長野県ゼロカーボン戦略におきまして2030年度における目標を定めているところですが、再エネにつきまして更なる増が必要であり、

また、こちらのグラフにありますとおり、屋根以外も含めまして太陽光の生産拡大が必要であるというところでございます。一方で右側にありますとおり、同じく戦略の中でも触れておりますが、野立ての太陽光発電設備につきましては、地域との課題が生じることもあるということで、県といたしましては市町村マニュアルによりまして市町村の適切な対応を支援する形でこれまでも地域と調和した太陽光発電事業を促進してきたところでございます。

おめくりいただきまして、今ご紹介申し上げました市町村マニュアルについて、こちらの資料でご説明をしているところでございます。簡単に掻いつまんで申しますと、マニュアルの策定の背景としては、平成28年度6月に策定し、その下にありますように市町村の条例のモデル案というものもお示しをしているところでございます。これに基づきまして市町村の方におきましては、条例制定が進んできたという背景がございまして。

次のページをご覧くださいまして、マニュアルの他にも長野県としましては、各種条例や基準等において適正化に対応してきたというところでございます。平成27年度の環境影響評価の条例太陽光発電所を対象事業化したことですか、また令和2年度の林地開発許可制度において太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為の許可基準等の運用および指導指針といったものを定めるといった取組をしてきたところでございます。

おめくりいただきまして、昨年5月でございまして、地球温暖化対策推進法に基づき市町村が再エネ設備を誘導する区域である促進区域の設定につきましても県として基準を定めたというところでございます。市町村が区域設定をする際に遵守していただく基準でございまして、こちらの中でも野立て太陽光につきましては基準を定めておりまして、その促進区域に含めない方がよい区域ですとか、その促進区域内で行う事業について考慮していただきたい事項などについて定めさせていただいたところでございます。

おめくりをいただきまして、そうした取組の中で、背景の2でございまして、再エネに関する条例を制定する市町村、こちらは一定程度あるところではございますが、規制の内容又はそのレベルには濃淡がありまして、また条例が未制定の市町村もあるといった中で、県が広域的にルールを定めて相互に補完をしていくということが必要ではないかと。また市町村からも県の条例制定を求める意見をいただいているというところでございます。下の方に市町村における条例制定状況を書かせていただいております。真ん中の行にございまして、太陽光発電に対応する条例を有する市町村、これは県の市町村に対する調査結果に基づくものでございますが、61市町村あると認識しておりまして、その中で再エネのみに特化した条例が25あるということで書かせていただいております。

いるところでございます。また、この中でもかなり内容には濃淡があるというのが事実上でございます。

おめくりいただきまして、こちらは直近の不適切事案についての事案の報道をご紹介をさせていただいております。松本市におきまして太陽光の虚偽申請が疑われる事例があったこと、また、右側の方では辰野町の方で町の条例に基づく届け出がされることなく着工の作業がなされてしまっているといった報道がございました。こういったことも踏まえまして、市町村からはご要望いただいているということをご紹介をさせていただいております。令和4年の9月におきましては、長野県の市長会の方から要望がございまして、県の条例の制定についてご要望をいただいているところがございます。また、市議会議長会からもご要望をいただいているところがございます。

おめくりいただきまして、今そういった背景をご説明させていただきましたが、加えて背景の3といたしまして、今まで条例を含む法令遵守を前提としたF I T制度がございましたが、このF I T制度、固定価格買取制度でございますが、F I T制度を利用しない再エネ導入の拡大というものも予想される中で、これらに対応できる実効性のあるルールが必要ということを書かせていただいております。固定価格買取制度、F I T制度によらない事業のモデルの例を下に経産省の資料から抜粋でご説明させていただいております。いわゆる電力を需要する側、需要家側からコミットメント、主導により導入していく固定価格買取制度によらない事業モデルが出てきているということをご紹介をさせていただいております。

おめくりいただきまして、これまで固定価格買取制度、F I T制度の認定基準の中で、右側の、少し細かくて恐縮ですが、主な認定基準、青いラベルの下に表がございます。一番最初に関係法令の遵守がございまして、いわゆるそのF I T制度の認定基準の中ではこの赤で囲んであります条例も含めまして、関係法令の遵守というものが要件とされていたことにより、市町村条例の実効性がこのF I T制度によって一定の担保がされてきたといった側面もあったということをご紹介をさせていただいております。

以上、三つの背景についてご説明をさせていただきました。

おめくりいただきまして、これらの背景を踏まえまして、野立て太陽光発電の事業につきまして、県が広域的に条例を制定して適正な事業の推進を図りたいと考えているところがございます。こちらに検討の視点を、私どもで考えたものを書かせていただいております。

1番目が事業計画に関する地域や住民への適切な説明。また2番目が災害の危険性が高いエリアでの事業の制限、いわば安全性

の確保といったことが2番目の検討の視点でございます。3番目には環境や景観への保全のための対策、また4番目は事業者による法令、条例を含む遵守。5番目は事業開始後の適切な維持管理といった観点、また6番目はこれらの事項を担保するための手続き、また行政指導や罰則等といった部分につきましても議論が必要であろうと考えているところです。

加えまして、下に書いてありますとおり、県と市町村の関係につきましても、県と市町村の事務の分担ですとか、また市町村条例と県条例の規定が重複する場合等の整理、また、市町村条例の違反事案に対する県条例上の許可を留めよるといったような取り扱いが可能かどうか、こういった論点についても検討が必要であると考えているところでございます。こうした視点を踏まえまして、これからまさに専門委員会におきまして条例について検討していただければと考えているところでございます。

おめくりをいただきまして、次のページに県の事務局の方で一旦掲げさせていただいた素案、まさにたたき台というものでございます。これをベースにたたき台としてご議論いただきたく素案の方をご用意させていただいております。

ご説明させていただきますと、まず条例制定の趣旨としましては2050ゼロカーボンに向けて、地域と調和した再エネ事業を推進する、そのために地域合意の促進等に資する基準を設けるものでございます。また、対象事業の案でございますが太陽光発電事業で10kW以上のもの、10kWと言いますのは基本的には住宅のサイズと考えております。それ以上のサイズを対象にしたいと考えておりまして、その際、下のただし書きにあるように、屋根上や事業者の自己敷地内で自家消費するものは除いてもよいのではないかと考えております。また、促進区域、こちらは先ほど少しご説明申し上げましたが、市町村におきまして積極的に進めていくということで市町村があらかじめ定めた促進区域内の事業、そして認定を受けた事業については除いてはどうかと考えております。また、県と市町村の役割分担と書かせていただいておりますが、こちらではそれぞれの区分ごとの手続きの種別についての案を書かせていただいております。特定区域内と書かせていただきましたが、右側にありますとおり、特に安全上の配慮を要する区域と考えておりまして、こういった場所につきましても県が許可制といった形での対応も考えられるところでございます。また、Bにありますとおり、それ以外でも大きなもの、50kW以上ということで書かせていただいておりますが、こういったものについては許可制または事前届出制いずれかの形で、いずれにしてもこれも県の方で対応し、それ以外については市町村において届出等に対応していただく。またこれについては市町村と今後協議が必要であろうと考えているところでございま

す。

内容につきましては下の表でございまして、特に赤い部分は他県と比べても長野県独自の要素があると考えているところがございますが、1から10でご説明させていただきますと、まず1番が住民等への説明、こちらを義務付けるということ。2番につきましては安全確保措置でございますが、上の方でも少しご説明をさせていただいた、特に安全上配慮を要する区域については安全基準を満たしていただく、またそれ以外の区域についても特に勾配の厳しい斜度30度と書かせていただいておりますが、そういった地点・箇所については設備を設置しないということ。3番でございます。環境・景観の保全に関しましては特に環境保全上の配慮が必要であろうと考えるこれらの右側に書いてあるような区域につきましては、環境保全策を事業者を検討していただく、といったことを求めていると考えております。また、それ以外の区域も含めまして一定の景観等との調和に務めることを求めているような仕組み、基準が作れないかと考えているところがございます。その他4番でございます。法令遵守と謳っておりますが、まず法令遵守をしっかり誓約していただくことに加えまして、さらに県内において現に太陽光発電に関する法律又は市町村が定める条例に違反状態にある事業者については、その事業者の単位でその間の新規の事業の許可等を留め置くような仕組みができないかということを考えております。その他5番でございます。維持管理や廃棄等についても計画の提出を求める。また、6番にありますように実効性を確保するための手続又は罰則等についても検討していく必要があると考えているところがございます。特にこの2番と3番のところ区域を絞って何らかの基準あるいは環境保全策の検討を義務付けたいというところにつきましては少し次のページで補足をしているところがございます。おめくりをください。

まず、安全確保措置につきましては、2個目のポツにありますように、前のページでは抽象的に書いておりましたが、こういった区域を想定し安全基準の遵守を求めていると考えております。区域としますと地域森林計画対象森林、砂防指定地、地滑り防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域を今、念頭に置いているところがございます。下の矢印にございまして、今後原則としますと区域ごとに既存の法体系がございまして、そういった区域ごとの個別法は各法体系の現存の許可等の基準をこういったものをベースに今後その基準について具体化を検討していきたいと考えております。また、環境保全につきましては、下の方でございますが、特に環境保全を目的に指定されたような区域を念頭に置いているところがございます、少し多いのでここではご覧いただければと考えているところがございます。こういった区

域について今後必要な配慮すべき事項について検討していきたいと考えております。また次回以降の議論という形で準備を進めていければと考えているところでございます。

おめくりいただきまして、こうしたたたき台を検討するにあたって事務局として考えたポイントを書かせていただいております。4点ございまして、おめくりいただいた次のページ以降で具体的にご説明させていただければと存じます。まず、ポイントの一つ目でございますが、許可制又は届出制というものについてそれぞれどういった区域や規模の事業に適用すべきかというところを一つポイントとさせていただきます。特に先ほどの21ページのたたき台で申しますと、㊸で書かせていただいた50kW以上の事業で安全配慮上、必要性の高い区域を除く場所、そういったところにつきましては、「又は」という書き方で許可制又は事前届出制という書き方をさせていただきます。こちらについては特に論点であろうと考えているところでございます。24ページの資料で書いておりますのは、基本的には許可制というものは、資料等を調べますと、一般的に禁止されている時に、特定の場合にこれを解除するという制度でございまして、これを先ほどの㊸で書いたような大きさのみで原則禁止と言えるのかどうか、といったところが論点であろうかと考えております。他県の状況を見ますと、基本的には許可制を求めているのは区域を絞った形が現状であることをご報告させていただければと存じます。

それからポイントの2でございます。おめくりいただければと思います。2つ目のポイントとしまして景観保全の観点から、事業者に一定の措置を求めていくという場合に他制度とのバランスも考慮が必要でございますが、その上でいかに実効性のある手法、内容を考えることができるか、といったところをポイントとさせていただきます。下に参考と書かせていただいておりますが、こちらは先ほどご紹介した市町村対応マニュアル、平成28年度に策定したものでございますが、そこにおける景観面に関してチェックしていただくべきものとしたリストでございます。区分のところ、下の表で各区分、配置、規模、形態・意匠、材料、色彩等、敷地の緑化といった区分を定めておりますが、掻いつまんでご紹介いたしますと、例えば、配置の区分に関しては、隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保しているかどうか。また、形態・意匠のところをご覧いただければと思いますが、付帯設備、付帯の広告物等、電柱や電線そういったものを含めてとなりますが、煩雑な印象を与えないようになっているか。また、一番下の敷地の緑化の欄でございますが、敷地境界には樹木等を活用するよう努めているかどうか、こういったところをチェックリストとして定めているところでございまして、こういったところを参

考にしながらこういった事項をどの程度のこういった手法で実効性を持たせていくか。こういったところについて議論が必要であろうというふうに考えているところでございます。

おめくりをいただきましてポイントの3でございますが、市町村条例に違反する事業者の事案について、県条例上の許可等を留めおくということは可能かどうか、また、その場合、どの程度の違反に適用できるか、こちらについても整理が必要ではないかと考えているところでございます。参考としてご紹介をさせていただいておりますのは、当県の盛土に関する条例でございます。こちらの条例におきましては、13条と下に書いておりますが、オで書いてあるとおり、不正な行為をする恐れがあると認められるに足りる相当の理由がある者について許可をしない、ということが定められております。この不正な行為をする恐れがあると認められるに足りる相当の理由がある者として規則の方で定めている中に、この第7条の第1号の下線引いております市町村が定めた条例の規定に違反して2回以上罰金以上の刑に処せられた者、あるいはその第3号でございますが、申請3年前の間にクで定めておりますように市町村が定めた条例の規定に基づく処分を受けたものであるとか、そういったものが許可を受けられないということを定めております。こう言ったものが参考になろうかと思っております。こちらの例で言えば、処分というものがその違反の程度としては盛り込まれているというところでございます。

おめくりいただきまして、ポイントの4でございます。こちらでございますが、現在長野県におきましては全国でもトップクラスの多くの市町村が条例を既に定めていただいております。そうした中で県の条例と市町村条例の関係性につきましても、しっかりと整理する必要でありまして、例えば、重複した場合における一部適用除外といった対応も視野に置きながら整理が必要であろうと考えております。ちなみに市町村条例の例とありますが、これは具体的なものではございませんが、こうしたものをこうした形で市町村条例の詳細をしっかりと把握していくことが必要であろうと考えております。こうして市町村と協議をしながら、市町村条例における規制項目、規制方法等を調査、整理しまして、次回委員会へご報告をさせていただければ考えているところでございます。

次のページ以降は参考資料でございます。一応ご紹介だけさせていただきますと、一つ目のところが規模ごとの太陽光発電のFIT認定件数などの動向を書かせていただいております。内容詳細についてご説明は割愛させていただきますが、紹介だけさせていただきます。次のページでございますが、本県におけます年度ごとの大きいサイズ、データの都合上20kWとしておりますが、FITの年度別の導入件数の状況でございます。近年特に認

定件数が非常に激減している状況でございます。

おめくりいただきまして、次のページは他県、都道府県における条例の制定状況を一覧化させていただきました。概ね項目につきましては、先ほど素案のたたき台でお示しをした項目に似通っているところですが、本県のたたき台としては、一部オリジナルとして少し踏み込んだ部分というところがございます。そういったところを重点的に、それ以外の部分も含めまして、今後の議論が必要というところがございます。

最後のページでは、国の状況、国においても今、規制の見直しを検討しておりますので、そちらを紹介をさせていただいております。詳細は割愛をさせていただければと存じます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

田中委員長

はい。事務局の方から精緻な説明をいただきました。ありがとうございます。事務局からの説明を聞きますと、相当、県行政内部で十分な検討を行ってきたけれども、そうは言っても、まだまだ県としても、ここをどうすればいいのか、ということで、悩ましい部分を一杯持ってるということがよく分かりました。委員の皆様におかれましては、まずはそれぞれの専門家あるいは立場から、それから特に公務に着いてる委員の方においては、その組織の意見、組織を代表する意見を述べなければいけないのではないかとことを言われがちですが、そうではなくて、ここでは公務・行政に長年携わってきた専門家として、是非個人的な知見を大いに御披露いただければと思っております。また一方で、専門家としてではなくて一人の市民として気づいた点あれば、ご意見あるいはご質問を忌憚なくお願いいたします。後から様々な論点が出てくるというよりも思いつく限り色々な論点が最初にしっかり出てきて、それに検討を加えていくことがより良い条例を作っていく途だと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは最初に五十音順に出席の委員からお一人ずつ簡単な自己紹介と、そしてこの県のたたき台を含めた意見、県のたたき台だけじゃなくて結構です。色々懸念することあるいは質問があれば何なりと述べていただくことをお願いいたします。それでは最初に小松委員からお願いいたします。

小松委員

東御市の小松と申します。よろしくお願いいたします。東御市でも太陽光発電に限った条例ではなく、環境を良くする条例というものがございまして、その中に再生可能エネルギーに関する開発行為の項目を入れ、取り組んでおります。また、平成31年の3月には市独自のガイドラインを設けまして、区長さんにもそのガイドラインはお示しをさせていただき、開発業者が事前に説明に来

た折には、こういう観点で業者さんとお話を進めてください、また、協定書を結んでください、とご説明しております。やはり一番のトラブルは地元区、近隣にお住まいの方との問題となっております。協定書が交わされたもの、または経過説明した書類を添付して市に届出をしてもらうという形になっておりまして、その届出を市が受理してから60日経ったら工事着工していいこととしております。実際市町村の現場ですと、やはり市民との協議の手順、これがすごく大切になってきます。ですので、ちょっとこのたたき台だけではその辺がどうなのか、私どもはガイドラインで協定書案までお示しをさせていただいております。その辺を今後一緒に意見を交わさせていただけたらと思っております。よろしくお願いいたします。

田中委員長

ありがとうございます。また何か後ほどお気づきの点等あればお願いいたします。続いて鈴木委員お願いいたします。

鈴木委員

信州大学の鈴木です。私は、この委員会の他に長野県では環境影響評価技術委員会、それから森林審議会にも属しておりまして、まさに太陽光の野立てについてはそちらの方でもたくさん案件を審議したことがございます。その中で色々気づいた点は、今お話ございましたけども、地元との合意形成というのが、長く事業をやっていくために一番必要で、地元のご理解が無いとどうしても駄目だろうと思います。是非その点はちょっとどこかに含めていただきたいということでございます。それから当然ながら、なぜ地元が色々心配するかというと、基本的には懸念があるということです。これまで森林だったところを切り開いて太陽光発電の施設を設置する事例が多いわけですが、そうなりますとやはり大きなところは先ほど申しましたアセス委員会とか森林審議会等で議論しますけれども、現状でもそこで災害なり何か起こらないようなことを考えていただきたいということでございます。具体的に申し上げますと、残存の森林率ですとか、施設が全体面積でどれぐらいの割合を占めるのか、水の浸透、それから蒸発散にも関わってまいりますので、その辺もきちっと量的なデータを作成をしていただきたいということでございます。それから先ほど盛り土の話がございましたけれども、当然ながら開発されてないところの開発は大体傾斜地が多いわけで、もちろん30度以上は許可しないということで先ほどございましたけれども、それ以外のところ、やはり発電をより良くするためにはどうしても南向き斜面を作るとか、平らな場所を作るということで切り盛り、地表面を切って盛るといった行為がどうしても出てまいります。ですからそれは是非どこかできちっと基準を決めていただきたいということでございま

す。それから切った後の地面でございますけれども、それも森林の場合にはかなりきちんと水は浸透するわけですが、そうじゃなくなった時に、浸透する割合がきちっと確保されるかどうか、ということも盛り込んでいただきたいところでございます。ちょっとした緩やかな場所でも、表面流出が起こってしまいますと地面が削れてまいりますので、雨が多く降った時についての対処も何とか盛り込んでいきたいということでございます。大きな面積のところは表面流失が増えるので、調整池を設けていただきたいということをアセス委員会などでも要望するわけですが、それが必要かどうかということも、問題となる面積とか発電量についてご検討いただきたいということでございます。それと20年30年というスパンで事業が行われるわけですが、その事業が終わった後にどうするかということもきちっと担保していただきたいということでございます。そのまま廃棄するとなると、もちろん景観上の問題もございますし、重金属を使っているわけですから、それが環境への影響ということも、事業が終わった時にはきちっと撤去して元の状態に戻すということも是非担保するようなこともお願いしたい。心配なのは倒産して会社がなくなったら責任は無いというのが一番困るわけですね。供託金というのも大変でしょうけれども、毎年毎年20年後、30年後に撤去する時の費用を担保できるような仕組みをぜひ作っていただきたいということでございます。

ちょっとお尋ねしたい点が3点ございます。一つは、ここでは発電量で規制されるわけですが、アセス委員会、森林法では面積なんです。だからこの面積と発電量という違う基準とした時は抜け道がないのか、今の事業者さんは非常に賢いですから、抜け道を探されないのかちょっと心配で、面積と発電量での仕組みの違いについてご説明いただきたいということでございます。

それから21ページでは、県と市町村の役割分担について、その他の事業については市町村への事前届出ということがございましたが、前のページの方でまだ10数市町村はそもそも条例がないということですが、条例がなくてもできるのか、それとも市町村に条例を作るように求めていくのか、という点をお聞かせいただきたいと思っております。

それから一般市民としての立場、それから研究者としての立場なんですけど、もう皆さんご存知のように長野県は雪もあまり降らないですし、いわゆる梅雨の頃の雨も少ないということで、日本有数の太陽に恵まれた場所なんです。ですから非常に太陽光の発電には適した場所なんですけど、少なくとも各家庭には屋根があるのに、屋根にそんなに太陽光（発電設備）が乗っていないんです。県としては、そちらの方を最初に取り組むべきではかと思うんです。

ただし、11 ページでは 30 年度までに住宅の太陽光発電をすごく増やすということですが、それを施策として補助金か何かやられてるのかお聞きしたいと思います。私の自宅もほぼ 17 年前から太陽光発電をやってますし、現在では蓄電池も入れておりますので、ほとんど商業電源は買わなくても済むんです。設置する時は松本市からは補助金をいただいたんですが、県からの補助金は無かったと思います。何かそういう取組はないのか、この委員会とは直接は関係ないんですが、そもそも太陽光発電、せっかく屋根があるんだったらそこに付けた方が環境への影響も負担がないですから、何とか促進いただきたいし、こんな恵まれた環境を生かさない手はないなと思っているんです。その 3 点だけ質問させていただきたいと思います。

田中委員長

はい、ありがとうございます。質問については、後ほどまとめて事務局の方からお答えをお願いいたします。それでは茅野委員をお願いいたします。もし資料があれば使っていただいて結構です。

茅野委員

信州大学の茅野でございます。よろしく願いいたします。

まずは、私は環境社会学が専門ですが、県内各地で再生可能エネルギーの地域に根ざした導入の在り方ということを研究しております。長野県のゼロカーボン戦略の策定にも関わってもおります。

事務局に 5 枚のスライドをお渡ししております。画面共有で恐縮なんですけど、ペーパーレスということでご理解いただきたいと思います。まず 1 枚目ですが、長野県内の太陽光発電、先ほど新納室長から制度的に対処してきたというお話がありましたけれども、この 10 年間には、様々な問題が起きたというのが県内の現状だと思っております。一言で言いますと、先ほど鈴木委員が発言された山林開発型の太陽光に関する問題が生じ、それに対する住民の方々の不信感が湧いてきたということもあるんですが、それ以外にも、下から 2 行目ですが、施工中に埋蔵文化財を棄損してしまうというようなケースがあったりですとか、また中ほどには上田・諏訪で問題化した事例をちょっとリスト化しています。例えば上田では 10 メガワクラスのメガソーラーが問題になっておりますし、700 キロぐらいのものでも問題になったということで、規模の大小では必ずしもない、という複雑さをどのように乗り越えて制度設定していくのかということの一つの論点としてあると思っております。

それで山側の事情が次のスライドですが、特に F I T の買取価格が非常に高い時代がありましたので、それを目当てにした。70 年代から、長野県内ひいては全国によくあったわけですが、かつての共有地です。私の父親も諏訪の牧野農協が組織されている地域

の出身であり、父がそのまま諏訪にいれば私も組合員だった可能性もあるわけですが、共有地の管理問題にずっと関わっており、2010年代の太陽光バブルという形で露呈した。これは70年代の高度経済成長と90年前後のバブル期と、そしてこの2010年代という3度目の開発の時代だったことになります。できてしまったものもあれば、できなかったものもありますし、中止になったものもある、ということでございます。ただ、この大規模なメガソーラー開発の時代というのはいもう終わりを迎えつつあるということが私の認識でして、小規模なものも含め果たして現状どうなっているのだろうということをひとしきり調べたことがございました。それが次のスライドです。2020年度にちょうどコロナであまり遠出ができませんでしたので、学生と一緒に何を調べようかといった時に、松本・安曇野・朝日・山形この2市2村にあります太陽光発電事業、経産省のリストで1200件弱あったんですが、これを全部見るという調査をさせてもらったことがありました。この規模で行った調査・研究は全国的には無くて、太陽エネルギー学会等でも発表してきております。おおよそほぼ全ての立地状況を把握したわけですが、半分以上が屋根（ソーラー）ですが、半分近くはやはり野立てという形で立地しております。それで下の方に赤字で書いたんですが、既存の太陽光発電所がですね、いささか不安なのは野立て型の太陽光発電は柵・塀を整備する、それから標識を設置するということが法で義務づけられておりますけれども、私どもの研究室が現地で見ただけでは、柵・塀整備率は9割近いのですが、標識の整備率は6割強ということで、4割近い発電所が、例えば住民の方々が何か問題に気づいた時にどこへ連絡すればいいかわからない、というような状況になっております。

この辺り、今回の条例は主には立地の側面でコントロールしようということですが、立地と維持管理、維持管理はFITであれば20年ですが、そのまま使われることを考えれば25年、30年といったように、しばらく立地と管理をどのように区分けをしながら県と市町村が役割分担をしていくのかということがポイントになってくるかと思っております。

発電所は、本当に色々ございまして、私が見てきた面白い発電所の一例を次のスライドにお示ししますと、標識はあるんですが何も書かれていない、消えたんでしょうね、マジックで書いたんですが、左下には看板だけが立っているものがあります。この標識が消えている看板の発電所は、上にある住宅地にある草ボウボウになっている発電所です。右側の上にはこれは、いわゆる低圧分割と言われるものでして、50kW未満×10ヶ所という形で標識がずらずらっと並んでいる。こういったものもあつたりします。中には敷地の中にお地蔵さんが立っている、そういう発電所もあって何

を守ってるのかな、とちょっと思ったりするんですがこれは余談です。こういった維持管理の不適切性というのが相まって、最後のスライドになりますが、もう5年前になるんですが、上田市で住民意識調査したことがございました。これをお示したのが上側のグラフということです。どこに（太陽光発電設備を）設置するのがいいのか、ということ、屋根であったり空きスペースであったり、耕作放棄地、平野部の空き地、山間部の開発済みの土地からゴルフ場跡地、そういったところは凡そ住民の方々に理解していただいているのですが、山林開発型への警戒感が非常に明確になっている。現在、私は、飯島町で地球温暖化対策実行計画の策定委員長を拝命してありますが、飯島町で同種の調査をつい2ヶ月ほど前にしていただきました。全般的に太陽光発電施設に対する許容の意識というのが下がってきておまして、住民の方々にある種の忌避意識のようなもの、警戒感のようなものが生まれている、そうした認識を持たなければいけない状況です。スライドは以上なんですが、この現状を踏まえますと、先の24日に県の脱炭素推進本部が開催されましたが、そこで公表されているロードマップの案では、野立ての太陽光も2030年までには現状の1.6倍に増やさなければいけないという試算が出てきております。なので、やはり小松委員、鈴木委員おっしゃられるような立地の手続きをいかに丁寧に、規模の大小ではないんですが、複雑な問題だということを前提にしながら、いかに県として大局を示していくのかということところが大事ななと思っております。

あとは、ちょっと個別の論点になりますけれども、例えば、複数の市町村が隣接している地域がある時に、また広域で見た時に、やはり条例が緩い市町村が狙われるということが肌感覚でもあると思っております。例えば、全域に規制をかけているような所の隣でやや緩い条例があった時に、そちらにFITの新規認定の事業計画が集中をするといったことも起こっておりますので、これを条例策定のプロセスを基にして、市町村といかにキャッチボールをしながらより良い役割分担からお互いのその市町村の対応を揃えていくという作業にも取り組む必要があるかと思っております。

あとは細かな点で気になりますのは、許可保留というのが今回ポイントかと思うんです。この辺りは水上先生に是非コメント（御意見を）いただきたいと思っております。例えば、問題案件が生じた時に、県が許可検討中、手続中であった時にどこまで遡及して、その許可の保留対象にできるのか、その辺りのテクニカルなところは社会学者では通じておりませんので、是非法学の専門家の方のお話をお聞きしたいと思っております。

あと鈴木委員がおっしゃられた面積の件です。昨今、パネルが安

くなりまして、いわゆる過積載と言われる、つまり 50kW 未満の出力のパワコンに対し最近だと 100kW 以上敷設するような事業も出てきておりまして、結果として面積としてはそれなりに大きい発電所の規模になるものが出てきておりますので、そういった辺りの考え方をしっかり整理をする、整理をして対応策を考える、ということも初回ですのでちょっと論点としていかなければと思います。

ちょっと長くなりましたが、以上でございます。ありがとうございます。

田中委員長

はい、ありがとうございました。
続いて名取委員、お願いいたします。

名取委員

はい。富士見町役場の名取と申します。本日は宜しくお願いいたします。私がこの委員会に呼ばれた経過は、やはり富士見町の太陽光条例、環境保全条例もありますけれど、この太陽光条例については日本で 1 番か 2 番に厳しい条例ではないかと考えております。まず、太陽光に関しては令和元年 10 月に条例改正をさせていただいております。その中では住民との合意形成が必要であり、住民の理解が必要だとし、住民同意を許可要件に加えました。当時は追い風のように太陽光は良いものだというような流れだったんですが、昨今の災害状況などからは、やはり住民の理解が得られないというような開発について、令和 4 年 2 月に同意要件を求めた太陽光条例を作らせていただいております。それにはやはり地域住民の安心安全、(町は) 山岳部であり、富士見町はほとんどがイエローゾーンとその中にもレッドゾーンがあったり、急傾斜地、さらにはほとんどが森林といった状況でございまして、森林を切り開くというような形、先ほど鈴木先生も言われましたが、長野県はとて日照率がいいです。事業者から太陽光事業を行うのは宝庫というような形で言われている部分もありまして、その中で住民の安心安全を守っていく、更にはこの富士見町については豊かな自然を守るということで、町長の方からも一辺倒な規制だけでは高い開発圧には抗しきれない中で、様々な配慮をした上で、この富士見町の条例は法に触れるか触れないかギリギリのラインで作っているおり、議会の皆さんにもお認めいただきまして、改正条例に至ったところです。その中では、近接住民 50m の 3 分の 2 以上の同意、更には関係区の同意がないとできない条例となっております。令和 3 年 12 月 16 日には、お隣の茅野市さん原村さんとも共同宣言をさせていただいております。八ヶ岳西麓の環境を守っていく、未来に託す。今後 20 年何十年続くかわからないが、豊かな自然と共生する共同宣言を、3 市町村でさせていただいております。観光の

部分、環境の部分、農業の部分も同じエリア一体として守っていくという部分で各部会を立ち上げさせていただいております。当然2030年、2050年には（カーボン）ゼロということありますが、富士見町については地域の理解が得られた場合は3分の2以上の同意が取れば地域の理解が得られた、ということで野立ての太陽光もできます。地域の合意形成を3分の2という形で条例化させていただいたということでございます。今回、長野県さんには、県の条例を作ってもらおうことになりましたが、町の方が相当厳しいという部分がございます、町と県の条例との間で齟齬が生じないのかなという部分もあります。ただ、やはり国のガイドラインでも、地方の条例を遵守すると謳っておりますので、その中では、各市町村の条例を上位法とした部分の中で捉えていただいでやっていくのかなと思っております。最近ではやはりFITとFIPが大半になるという部分と、町では300件のFIT法の認定がありまして、既に約200件ができております。あと100件はできておりませんが、この令和5年4月以降から何も手をつけていない事業は国の方で（認定を）取り消す方向でございしますが、今はもうFITではありません。富士見町の案件で、現在相談に来てるのは電気小売業という、いわゆるノンFITの案件が来ております。やはりFIT（の買取価格）が当時1キロ41円42円から今は11円12円になっております。当然企業が使用する電力は今の課程で1kWh27円ぐらい25円、26円ぐらいで、そうするとノンFITということで、太陽光のパネルを設置し、その事業者がその権利を買う。中部電力の電線を使うだけで、その再生可能エネルギーはその事業者が買うような状況になっている部分もあります。もう一概にFITはほとんどないのではないかと今考えております。規模の大小ではなく、富士見町は10kW以上、昔は全量売電が10kW以上でございましたので、その部分は許可制という形で、令和4年2月から条例の改正をさせていただいたところでございます。

県の資料を見させていただき、何かありましたらお話したいと思っております。よろしく申し上げます。

田中委員長

はい、ありがとうございました。続いて平松委員、お願いいたします。

平松委員

はい、信州大学の平松でございます。私の専門は砂防なんです。普段何をやってるかという、崩壊とか土石流の発生メカニズム、また、長野県はこのところ土砂災害が目立ってきたので、その対応策、そうしたことをずっと研究対象としてやってきております。そういう意味で再生可能エネルギー事業というこの題目には私の専門はあんまり合わないんですけども、でもその中で、安全確保措

置という言葉が度々出てきます。土砂災害警戒区域とか、特別警戒区域とか、砂防指定地、地滑り防止区域、そうしたことは私の方で全て担当してるということです。長野県だけではなく、国の関係で私が調査に携わっていると、都道府県から上がってくる案件も扱うようなことをしてます。再生可能エネルギー関係では長野県だけではなく、山梨県もちょっと担当しているような状況です。

今日説明いただいたんですが、再生可能エネルギー事業と言いつつ、太陽光発電事業という印象がすごく強く、それでいいのかな、という気がします。色々ある再生可能エネルギー事業の中でまずは取りかかる事業として太陽光発電事業に着目してやろうよ、というスタンスで是非お願いしたいと思います。富山では地熱発電があって、長野県ももかつて風力発電への対応もやられていました。風力発電は、そばに行けばブーンという音がすると思うんです。太陽光発電だけに特化するのにはちょっと危険があるから、例えば50年先100年先を見据えると、我々が今現在思いもつかないような再生可能エネルギーが出てくることを想定すると、太陽光発電に特化するのにはちょっと危ないように思います。何かを作る事業ということになるので当然地域に負荷が掛かる、負荷が掛かるとどうなるかということ、地域の反対が出てくるということなんです。その反対というかその負荷以上の効果があるんだということを示しておく。これは、この条例の(対象の)以外の話なんですが、それを考えておいた方がいいのかな、担保はこういうものがあるんですよ、と。だからすごいラッキーだよ、win-winの関係でいきましょう、というような素地ができないのかとに思います。

もう一つ。物を作って、何か完成し、それで終わり、後は発電だけして行けばいいんだということもちょっと怖い。特にこれは盛り土なんです、盛り土のメンテナンスっていうのがすごい重要で、モニタリングとか、そういうのが必要になるんです。だから作ったら作りっ放しでOKという意味ではなく、エネルギーに関する縛りを設ける必要があるのかと思ってます。今日説明が結構あったんですが、10kW基準というのが結構なんか私は気になる。あまりにも小っちゃいなという気はします。あと、野立てというのが外観上私は好きじゃない。住宅の横に何か殺風景なものができるというのはあまりよろしくない。それで個人的な話なんです、私の家の屋根がちょっとボロボロになって、全部直そうとした時に、それだったら太陽光発電やったらいいのではないかと、ということで太陽光発電を入れたんですが、最近の売電価格があまりにも低い。かつてとは違う。まず、野立てと言うよりも、個人住宅に対して太陽光発電を推進するような政策は何かないのかなと思います。それで何も住宅で自分の家だけで消費するという意味ではなく、今は電力会社に売電してるんですが、それを事業者が買い取っ

	<p>てくれるようなことを大々的にやっていけばもう少し良くなる、野立てが少なくなるのかなと思います。もう少し議論が進んでいけば、私の意見も出てくるのかなと今ちょっと感じたところです。以上です。</p>
田中委員長	<p>はい、ありがとうございます。それでは続いて水上委員、オンラインでの参加になります。よろしく願いいたします。</p>
水上委員	<p>はい、お世話になります。弁護士の水上です。よろしくお願います。私は弁護士として再生可能エネルギーの推進とか、地域との調和などについて、いろいろ行政の方のご相談に乗っているタイプの弁護士です。よろしくお願います。</p> <p>今日資料をいただいて、その中でポイントとして1から4まで、23 ページから書かれていますので、まずは初回ということもあって、このポイントの4つのところについてコメントさせていただければと思います。その中で、もし他の委員の方々から、もしこういうこと聞いてみたい点などありましたら、聞いていただければと思います。まず、1から4について中心にお話をしたいと思います。</p> <p>一つ目のポイント、1の許可制と届出制の関係なんですけれども、他の自治体における許可制の事案もみると、許可制にする場合、かなり区域を明確に絞った形で実施しています。これは規制条例上の許可制というものはかなり強い規制であり、まずは原則としては禁止しているものについて例外的に許可するということが許可制の原則的な枠組みなので、明らかにここでは通常はやってはいけないよね、という区域であれば許可制でもいいですが、一般的にやってもいい経済活動について幅広く許可制にするというのは、恐らく行政法の基本的な枠組みとしてやり過ぎだということになるんだと思います。なので、現状の条例でも許可制にしているところというのは、かなり場所を明確に示して、そんなに大きな区域にならないようにしていると思います。案件として許可制でいいのか、届出制でいいのかというところですが、これは私の意見ですが、届出制の方がいいのではないのかと思っています。というのは、更に強く規制を掛けたいところは、基礎自治体レベルで上乗せの許可制の条例を作ることができると思うので、県の条例というのは、県全域に対してまずベーシックな規制をまとめて設定することが、恐らく目的になってくると思います。県レベルで許可制にしてしまうと、ほぼ基礎自治体レベルで届出制にしてもしょうがなくなってしまうので、そうした意味で、県レベルではむしろ事前届出制にして、ある程度広い区域に網を掛けて、まずは届出をしてもらって、事業の状況を把握していくことを作っていくこ</p>

とが、県のレベルだと比較的王道ではないかなと思っています。これがポイント1に対するコメントです。

ポイント2について、景観保全の観点から一定の措置を求める場合ですが、景観保全上明らかにやらなければならないことを決めるというケースは、もちろん規制的にやってもいいと思うのですけれども、もうちょっと配慮して欲しいといった話は、恐らく規制でやるのはなかなか難しく、事業者と相談をしながらやっていくみたいな形になっていくと思います。景観保全については事業者と協議をするような条例の建付けができるのか、ということが一つ、そしてもう一つは、そういう配慮を適切にしてくれた場合に、むしろ事業者にとってメリットがある仕組みがないことは考える必要があるのではないかと思います。この手の条例を作る時に全部規制的手段でやると、どんどん厳しい条例になるけれども、そうすると促進の方が進まなくなってしまうんです。長野県が再生可能エネルギーをそんなに推進するつもりがなければ、どんどん規制してしまえばいいのですけれども、一方では、再生可能エネルギーを推進したいという行政目的を持っているということですので、規制だけ的手段だと促進の方が阻害されてしまうので、景観保全みたいなものについては、最低限の規制は必要なのでしょうけど、最低限を超えて配慮してくれる事業者については、むしろ何かメリットを設定するというのを考えた方がいいんじゃないかなと思います。例えば、そういう事業者を認証して公表するとか、あるいはグリーン電力証書を取得支援するとか、金融の融資を受けやすくするとか、何かそんなメリットを考えるということと合わせ技にする整理も必要ではないかなと思います。

ポイントの3つ目についてですが、市町村条例に違反する事業者については許可の留保とのことですが、これ自体は行政法上、一切そういうことはできないということはないと思います。恐らく、刑事手続上のサンクションよりも重くなってしまうと、比例原則というのですが、規制の手段が重すぎるのではないかなという問題が発生すると思います。刑事上の時効の掛かるもの、10年掛かるものというのは罪としては結構重たいもので、10年間に渡って、というのは長過ぎるのではないかなという議論が恐らくあると思います。許可の保留自体そのものが直ちに行政法上違法になるということではないと思いますので、その辺りの匙加減なのかと理解をしております。

ポイントの4つ目の市町村との関係は先ほどお話したと思いますが、県のレベルであまり厳しい条例の規制を作ってしまうと、基礎自治体もそれに追随して厳しくせざる得ないと思います。つまり、基礎自治体の方が緩いからといって、緩いところについては県の条例を適用しませんというのはなかなか難しいので、基本的に

	<p>は県の条例がベースラインにあって、それよりも厳しいことを規定する場合には基礎自治体においてさらに条例を作ってください、ということになるのかと基本的には考えています。ですので、県レベル、適用除外の議論もあるんですが、県の条例を市町村条例において緩めるという方向で市町村が選択するのは、現実的にはかなり難しいと思うので、その辺りも意識した方がいいのかと考えています。</p> <p>全体を通じてですが、規制的な議論というのはすごく大事ですが、規制だけし続けるとどんどん再生可能エネルギーの導入がされなくなってしまうので、同時に促進の方の政策をどうするかということを含めて、バランスをとっていくということが、恐らくこの条例の目的である地域との調和した形で再生可能エネルギーを促進するという目的に適うと思うので、規制的なことも大事だと思うのですが、同時にちゃんと一生懸命真面目に規制を守ってくれた事業者はこういうメリットがありますよ、というインセンティブも同時に議論できればと思っています。以上です。</p>
田中委員長	<p>はい、ありがとうございました。それでは、ここで事務局の方からこれまで出た質問あるいは意見に対して、回答及びコメントをお願いいたします。</p>
平松委員	<p>すみません。言い忘れたことがありまして。</p>
田中委員長	<p>はい、どうぞ。平松委員お願いします。</p>
平松委員	<p>すみません、言い忘れまして。市町村が前向きの条例を作っていますけれども、県のこれから作ろうとしている条例、また国の類似した基準というものもあるんですが、その辺の建て付けはどうか、すごく疑問なんです。私としては県の基準はあまりきつくしては駄目で、ざっくり示した方がいいと思います。というのは、長野県は結構広いので、各地域には地域の事情があって、特質があるので、その辺の細かいことは、各市町村にお任せするのが好ましいと思います。</p> <p>ちょっと質問ですが、その辺の国、県、市町村の基準の建て付けがどのようになっているのか、どう考えられているのか、お聞きしたいなということです。以上です。</p>
田中委員長	<p>はい、ありがとうございます。それでは今の平松委員のご質問も含めて、県の方で回答及びコメントをお願いいたします。</p>
新納室長	<p>委員長申し訳ありません。今日、ご欠席の上原委員から事前に意</p>

<p>田中委員長</p>	<p>見を頂いております。</p> <p>もう1人、上原委員からも事前にご意見を頂いてましたので、その意見のご披露をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (松本企画 幹)</p>	<p>上原委員から頂いたご意見について、私からご説明申し上げます。上原委員からは21ページの表の②、安全確保措置の関係と、③の環境・景観の保全措置の関係でご意見を頂いております。</p> <p>まず、②の安全確保との関係でございますが、斜度30度以上の区域や例示されたような規制の対象区域が果たして県内にどの程度あるのだろうか、また、その区域に実際の開発ニーズというものがあるのだろうか、そういったことも考慮していくべきではないか、というご意見を頂いております。</p> <p>また、斜度につきましても、データが把握ができるのであれば、事故の起こり易さとの関係性なども確認できれば良いのではないかと。そのほか、地質などの安全性を検討する上で、必要な要素に漏れがないように検討すべきではないか、ということも頂いてます。</p> <p>それから、同様に事業参入を避けてほしい区域などを地図などで可視化しておくことは、事業者にとっても事業地探しの負担の低減に繋がるのではないかと。ということでした。</p> <p>次に、表の③の方の環境・景観の保全の関係でございます。保全措置の検討は事業者にとって大変なことではあるが、検討の過程において環境保全上の課題を認識したり、課題の多い場所において事業をするということは、事業の抑制に繋がる、働き得るという意味でも有意義である。それから、地域や環境に貢献する良い事業、例えば、災害時に電気を供給するもの、または環境保全などへの取組に対して収益を還元するなど、そういった事業につきましてもは応援する仕組みがあってもいいのではないかと。それから、最後になりますけれども、全ての区域に対して景観等との調和に努めることにつきましては、景観は人によって受け止めが様々である。客観的に、具体的な基準プロセスを定めておくべきであって、そういった点につきましては、今後さらに議論を深めていくことが必要ではないかと。という意見を頂いております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>田中委員長</p>	<p>はい、ありがとうございます。失礼いたしました。</p> <p>それでは今の上原委員の意見も含めてですね、県の方から質問への回答及び意見へのコメントをお願いいたします。</p>
<p>新納室長</p>	<p>種々、ご意見、ご質問等いただきまして、誠にありがとうございます。</p>

まず、時間も限られておりますので、ご質問の方からお答えさせていただきまして、いただいたコメントにつきましては、関連、重複する部分もありますので、いくつかコメントさせていただければと思います。

田中委員長

それで結構です。よろしくお願いします。

新納室長

まずご質問についてですが、まず鈴木委員から頂いた3点のご質問についてお答えさせていただきます。

発電量と面積の関係で、今回は下限要件を10kWと素案に書かせていただいていることについて、抜け道等問題はないのかというご指摘だったかと存じます。こちらは、名取委員からも条例のご紹介、また茅野委員からのご指摘等と関連いたしますが、基本的に私どもが考えております10kWと申しますのは、住宅のサイズまでを想定しております。考え方としますと、基本的には事業によるものは全て対象とするという気持ちで、最低ラインの設定というものを素案にさせていただいております。こちらが全てという気持ちでこう書いている、ただ住宅サイズというものはさすがに除外を、というのが素案を検討した上での考え方でございます。一方で、実際は10kWをたくさんまとめたような事業を生じないようにする観点も必要かと考えております。茅野委員からも先ほど分割案件の紹介がありましたので、こういった観点も今後の検討する上で、重要な観点かと考えております。

ご質問の2点目でございます。この条例、県条例を作った場合に、市町村に対応いただくことを念頭に置いている部分については、市町村が条例を作らなければならないのか、というご質問でございます。私どもが今検討する段階では、県で作った条例に基づいてその一部を市町村に運用をお願いしたいということを検討しております。そういう意味で申しますと、県が作る条例のうち市町村で事務処理する部分について市町村条例をわざわざ作っていただくことは考えていない、ということでございます。

質問の3点目でございます。屋根（ソーラーの普及）をしっかりと進めていくべきではないか、まずは屋根（ソーラーの普及）ではないか、ということについてですが、平松委員からのご指摘あったところかとは思いますが、これはご指摘のとおりでございます。県としてはやはり重点的にやりたいのはまずは屋根（ソーラーの普及）であると考えております。普及策に関しましては、県としても、鈴木委員から県の補助金が無かったというお話もあったんですが、一昨年から県の補助金としてパネルと蓄電池をセットで買っていた場合に使える補助金を導入したところでございます。このほかで共同購入という事業も実施しておりまして、皆さん

で同じパネルなどを買うことによってスケールメリットで安くなる、こうした促進施策も実施しております。それだけで十分とは私も思っておりませんので、目下推進策を考えていきたいと思っております。

屋根以外にも一定程度は進めていかないと2030年末に(目標に)届かないことは、茅野委員からもご指摘頂いたとおりでございます。

ご質問につきまして、もう一点平松委員から先ほど頂きましたご質問でございますが、市町村条例等との建て付けの関係でございます。地域の実情に応じて市町村に定めていただいている条例、名取委員からも少しご指摘があったかと思いますが、こちらについては引き続きしっかり有効に機能していただく、そうした建て付けにならないといけないと思います。そういう観点でも県と市町村条例の重複の部分ですとか、そうしたところをしっかりと整理して、引き続き市町村が地域の実情に応じて定めていただいている条例が効果を発揮していただけるようにしたいと思っております。こちらは次回以降に向けて、引き続き状況を整理しまして、またご相談をさせていただければ考えているところでございます。

種々コメントをいただきまして、全てこの場でちょっとお答えしきれないかもしれませんが、一部は次回に向けてというところもでございます。全体を通じまして、やはり防災、まず住民との協議の場あるいは合意形成の場、こちらの重要性につきましては皆様からご指摘を頂いたと思っておりますし、今後、具体的な手順や、そうした内容について、しっかりと具体化して、またご相談をしなければならない論点かと考えております。

それから安全性の観点につきましても、上原委員から地質等を含めて漏れの無いように検討すべきとのご指摘、こちらも含めまして、また鈴木委員からも、茅野委員からもご指摘がありましたとおり、森林伐採に対する警戒感、森林伐採おける防災面の危険性という点についても、素案において森林区域に対する安全基準を適用していきたいことを書かせていただきました。この安全基準についてはもう少し具体的に踏み込んだものを次回以降ご相談させていただければと考えているところでございます。

そのほか、鈴木委員からのご指摘、(事業が)終わった後はどうするのか、というお話、また、茅野委員からの維持管理の必要性、平松委員からもご指摘がありました維持管理と事業が終わった後の廃棄ですとか、リサイクル処分、そういったところも含めてしっかりと今回の条例に盛り込んでいく必要があるんじゃないかと思っております。

このほか、これも複数の委員からご指摘をいただきましたが、地

域としっかりやってくれる事業者、地域としっかり調和して、更にメリットをもたらすような、そうしたことまで考えてくれる事業者さんについてはしっかりと応援していく枠組み、条例に限った話では必ずしもないと思っておりますが、これをしっかりやっていく必要があると考えております。茅野委員からもご指摘ありましたように、野立ても進めていかなければならない、目標の数字が少し出ておりましたが、良いものはしっかり進める、その上で不適切なものについてはしっかり修正していく、そうした形で悪いものはしっかり規制していくことが逆に良いものをしっかり進めていくということに繋がると思っております。また、少し具体的な話で申しますと、素案のたたき台の中で促進区域につきましては、対象事業から除外するとさせていただいております。促進区域の事業の促進というのは市町村において地域としっかり調整した上で促進するとことを事前に定める制度でございまして、さらにその中でも一件審査の形で、促進するに値する事業は認定する制度でございまして、そういった事業についてはこの条例を適用除外するとともに、条例外の話になりますが、来年度の新規の事業としまして促進区域内の事業については財政的にも少し支援をする、そういった事業を始めさせていただこうとしているところでございます。こういったものを含めまして、良いものはしっかりと伸ばしていく。というふうを考えているところでございます。

少し漏れているところがあれば大変恐縮でございまして、一旦以上でございまして、ありがとうございます。

田中委員長

はい、ありがとうございます。それでは各委員の方から、今度は他の委員の話を聞いてだとか、今の県のコメントを聞いて、また触発されて意見を述べたいことがあればお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですか、別にあまり時間を気にせず。是非。先ほどの平松委員のように是非お願いします。

平松委員、お願いします。

平松委員

今の県のご説明で、促進区域の支援を進めていきたいとのことでしたが、これは事業者対応なんです。そうではなくて、住宅区域に対してもその促進区域という枠組みを作って支援するという形になると、私の家のように屋根を葺き替える場合に、全部太陽光パネルを貼ろうかと、そういう家庭がいっぱい出てくるんじゃないのかなと思うんです。それで、まだまだ長野県は、個人住宅に設置する太陽光発電まだ少ないと思います。市町村によってもすごく温度差があって、ある市町村ではすごく太陽光パネルを貼っているエリアもありますので、そうしたものをもっと促進するためには、この促進区域で住宅を伸ばしていくこともありかなと思うん

田中委員長	<p>です。その辺は可能なんでしょうか。県にお聞きしたいのですが。</p> <p>はい、もしお答えできればお願いします。</p>
新納室長	<p>はい。区域という意味では、おっしゃるとおり、促進区域は事業者に対する区域でございます。住宅についての支援は区域という形ではないのですが、先ほど申しました全県的に補助事業などをやらせていただいております。</p>
平松委員	<p>なるほど分かりました。私、太陽光パネルを付けた時に、蓄電池も込みで付けたのですが、残念ながら県の補助金をいただいていたので、ちょっと残念だなと思ってます。どうもありがとうございました。</p>
田中委員長	<p>はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。茅野委員お願いします。</p>
茅野委員	<p>はい、恐れ入ります。今、平松委員からありました、新納室長から回答もありましたが、この促進区域というのは、21 ページの米印右上の方に書いてありますが、温対法に基づいて市町村が設定をするということで、県内でも、例えば、公共施設の周りとか、あるいは工業団地だったりとか、そうしたところに促進区域を設ける事例があることは承知をしております。長野県の姿勢としては、言ってしまうと住宅の屋根は全て促進区域、というような感覚でおられると思います。先ほどの県のゼロカーボン戦略の新しくできたロードマップによりますと、住宅においては、2030 年までに現状の 2.4 倍に増やす、事業所屋根でも 1.7 倍に増やすと。だけど、それだけでは足りないので野立て太陽光も現状の 1.6 倍に増やす必要があると。これをもって、2030 年に 2010 年比で 6 割削減する目標が、ようやく断熱等もやりながら達成できる、そういった問題状況になるかと思えます。それで、(今回は) 第 1 回目ですので、目線をぜひ揃えておきたいと思えますのは、この条例が先ほどの事業者への規制になるんですねというお話が平松委員からありましたが、今後どういった太陽光の導入が想定されて、つまり屋根や自己敷地内の自家消費用及び促進区域内以外でどのように進んでいくのかということです。この 10 年間は、先ほど私がスライドでお示したように、FIT がありましたので、投資目的の事業というのが非常に増えたわけです。発電事業者は、例えば個人であったり投資家であったり、そして新聞記事も(資料の)途中にありましたが、問題案件と目されているものは、最近では、同じ共通の施工業者さんがおられて、施工業者さんが結局施工費を安く上げよ</p>

うとした結果、環境への配慮が足らずに崩壊を起こしている、そういった案件もあつたりします。発電事業者が全く知らないところ、最終的に責任を持たなければいけない事業者が知らないところで、意図しない形で施工が不良だったというような案件もあつたりするんです。この後はいわゆるノンFITの話になりますので、環境価値の付いた電力を、需要家に対して当てていくということになります。発電事業者が実際どういう方々になるのか、施工の仕組みというのはどういう形になるのかということです。例えば、長野県内でも中部電力さんがアレンジされて愛知県内の企業にオフサイトPPAで電力供給するメガソーラーというのもできております。どういった土地が、今後そうしたオフサイトPPA事業等に供される可能性があるのか、ということをも十分委員の間で目線を合わせながら2回目以降の議論に進んでいく必要があるか思いました。

それに関連しますと、やっぱり発電事業者が誰なのかということのおおよそのイメージと施工業者が誰なのかというイメージ。あと21ページ、先ほど水上委員から許可・届出の話もありましたが、おそらく焦点になってまいりますのは、㊸の50kW以上の大規模事業というのを、許可制にするのか届出制にするのか。ここが多分議論の分かれ目であり、この条例の一つの肝になるかと思っております。分割案件がFITでは多発した。今もコントロール仕切れてないわけですが、PPAでは、むしろ接続に当たって低圧なのか、高圧なのか、といったところがコストの分かれ目になってくるので、50kW掛けるいくつみたいなものが、今後もしかすると出てくるかもしれないわけですがけれども、10kWなのか30kWなのか40kW・50kWなのか、1MWなのか。この線で引かれるというよりも、低圧なのか高圧なのかで、低圧を組み合わせてやるのも電気事業法上も駄目になっているので、その辺りはある程度脇に置いて議論してもいいのかと思っております。以上です。

田中委員長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。水上委員お願いします。

水上委員

一つ、次回以降、焦点になるのは地元住民との合意形成という話になると思います。もちろん地元の人に応援してもらって太陽光発電だったり再生可能エネルギー事業を行うのはとっても大事なことです。合意が形成されることを絶対条件にしてしまうと、1人でも反対したら駄目なのか、という話が出てくるんです。1人でも反対して駄目なら事業を駄目だとすると、そもそもできないってことに一般的にはなる。あるいは地元住民が合意して欲しかったら金払えってみたいですね、常に地元住民が

	<p>正しいとは限らないので、その辺りの全体のバランスをどう考えるかっていうところ、非常に大事だと思います。住民への説明会は当然必要だと思うんですが、合意というものを絶対条件とするかどうかというところは、法律家的にはかなり気になるというところで、特に完全合意を条件にしてしまうと、ほとんど通らなくなってしまうので、この場合の合意形成は何かといったところは、是非次回以降議論ができればと思っています。よろしくお願いします。</p>
田中委員長	<p>はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。</p>
茅野委員	<p>先ほど言い忘れた件ですが、この条例が、県の推進と規制の太陽光施策、再エネ施策の中で、どういう全体像の中で、位置づく仕組みなのか、ということできれば明確にさせていただきたい。それが発電事業者なのか、施工事業者なのか、我々が想定する発電事業というのが一体どのような事業なのかということに関わってくる論点としては大事であり、どうしても県が全部規制してくれるんですね、みたいな、そういう誤解も、先ほどご意見の話ありましたが、合意形成というと1人が反対すればできないといった誤解も生じかねない。どこを県全体で推進と規制を適切に地域と調和する対応を進めていくという中で、どの課題に刺さるための条例なのかということ、資料の入り口のところで明確にさせていただくことがよろしいかと思いました。以上です。</p>
田中委員長	<p>はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。</p>
平松委員	<p>素朴な疑問ですが。</p>
田中委員長	<p>はい、どうぞ良いですよ。それも重要です。皆様は専門家であると同時に、市民としても参加してますので、是非お願いします。</p>
平松委員	<p>この条例の大元というか、何に向けてこういう条例作るのかということが何なんだろうと思ったら、2050年にゼロカーボンということなんだろうなと思うんですが、これを本気でそう思ってるのかなと。私はもうほとんど不可能だと思うんですが、このゼロカーボンっていうのは何を基準としてゼロカーボンなのかと。その辺の掛け声が、これを本気で信じてやるのかと、これ可能なんですか。何かすごい変な質問なんですけど、県はどのように考えていますか。</p>
田中委員長	<p>はい、県の方で答えられますか。</p>

新納室長	<p>はい。2050年のゼロカーボン、それに向けた中間目標として2030年、排出量の6割削減を掲げております。受け止めは様々と思いますが、県とすれば当然ながら本気でこれを実現するために、政策を考えているところです。今回、条例の話だけを重点的に議論をさせていただいておりますが、先ほどの茅野委員からもご紹介ありましたとおり、ロードマップも作りながら、また、昨年度にはゼロカーボン戦略というものを作りました。施策をとにかく具体化して、先ほどご指摘のありましたように、住宅の支援はまだまだ、支援といいますか住宅の普及策もまだまだ不十分だと思っておりますし、その部分についてしっかりと施策あるいは官民連携した取組、こうしたものを拡充していくことは必要だと思っております。県とすれば本気で実現するためにも単なる掛け声ではない目標であると考えております。</p>
平松委員	<p>分かりました。ありがとうございます。そういう意味では住宅も全て太陽光発電でやるとかなり、カーボン排出量を抑えられると思います。それよりも事業所の屋根がかなり大きな面積を占めるので、企業への支援、太陽光発電の促進を企業にお願いする。例えば、工場の屋根に全て太陽光発電を置く。太陽光パネルをずっと貼れば何か違和感なく建物と一体化した形で見栄えがするのかなと思います。何か取って付けたように、住宅の横にポコポコッと設置してあるのは見苦しいなと思います。これから各他県の事例も参考に考えていくべきかと思えます。</p> <p>分かりました。本気で考えていることが分かりました。でも、今本気で考えても、もう遅いなという気がします。だから、このままいくと、2100年には温度が1.7度ぐらいになると考えられている。日本は世界の中でも結構上がる地域なんです。特にその中で温度が上がると雨がたくさん降ってくる、蒸発が多くなるから。それで日本全国を見ると、長野も比較的多い方かなと思われる。「シナリオ2.6」、このまま温暖化対策を続けていったとしても、もう長野県内の雨の量っていうのは1.2倍から3倍ぐらいになると。それが年間総雨量ではなく、短時間降雨量が大きくなる、すなわち土砂災害の危険性が益々大きくなる、ということなので、その辺が怖いと思います。50年前にこうした対応をしていたら、大分違うと思うんですが、でも今、手をこまねいて何もやらないというよりも、一生懸命やる、その努力は少なからず報われていくのかと思います。20年30年サイクルでこういうものは影響が出てくるので、長い目でやっていかないと駄目かなと思います。ありがとうございました。</p>
田中委員長	<p>ありがとうございました。それではそろそろ時間ですが、最後に</p>

<p>鈴木委員</p>	<p>ということで、是非。まずは先に手を挙げられた鈴木委員、そして小松委員の順番でお願いします。</p> <p>これまで事業者と住宅をちょっと分けて考えておりましたが、すごくいいなと思ってるのは飯田のおひさまネットワーク。思想はすごくいいんじゃないかと思うんです。まさに事業として住宅の上にソーラーパネルを置くと、住宅を持つて人はお金払わなくても付けてもらう仕組みです。これにより促進されると思うのです。是非、そうした事業者、住宅の屋根にソーラーパネルをつけると売電もするし、住宅にも還元する。そういう仕組みを事業者の問題ですので、是非そうした事業者を育てていただくと、この野立ての問題も起こらないんじゃないかと思います。それから、これはこの委員会とは全く違う（テーマ）ですが、そもそもゼロカーボンにしても気温下がるわけじゃないんです。いくらゼロカーボンにしても気温は下がるわけではなく、上がることしか考えられないので、まさにこれからは適応策に国も県も予算を使わないと本当に困るんじゃないかと思っています。もちろんゼロカーボンも大事ですけども、ゼロカーボンだけじゃなくて、いかにこの温かくなる世界に人々が生き延びていくかということも考えていただきたいというのが、市民としてというか、研究者としても思ってることでございます。</p>
<p>田中委員長</p>	<p>はい、ありがとうございます。小松委員お願いいたします。</p>
<p>小松委員</p>	<p>すみません。21 ページのやはり 50kW 以上というラインが、茅野委員と一緒に何 kW がいいのかってことも、今後お話をお聞きしたいことと、県の環境アセスメントが kW じゃなくて面積なんですよ。その辺がちょっとどうなのかなっていうのもありまして、次回教えていただいたり、どのようにしていったらいいのか、詰めていった方がいいと思います。</p>
<p>田中委員長</p>	<p>はい、ありがとうございます。他にいかがでしょう。はい、是非お願いします。はい、名取委員どうぞ。</p>
<p>名取委員</p>	<p>すいません。ありがとうございます。</p> <p>やはり、この条例をつくる中では、県は大きな枠でこの条例が必要だということですが、各市町村にその裁量が求められる部分について、やはり長野県内 77 市町村ある中でも、市では技術士などの専門職がいるんですが、町村レベルになると土木に関する開発基準を専門に行う技師はやはりいないんです。当然ながら人事異動もある中で、それで完璧に覚えてすぐ事業者と対等にやってい</p>

けない部分もあるので、ぜひこの条例の中では、特に町村にもこういった不安が相当あり、事業者の開発圧力、更には常に弁護士が付いてくるような事業者もいますので、そうした中では、県の方にもぜひ協力体制を担っていただきたい部分があります。先ほど水上先生からもありましたように、合意形成という部分について、町も最初の時は、住民が合意形成して、事業者が説明する中で、理解が得られるようにしなければならないという条例だったんです。そうした中で、住民の中には「私は理解してないのに、この条例では（認められてしまうのか）」という質問や言葉の綾もあると思いますけれども、そういった部分をはっきりとさせるため、富士見町は3分の2という形で明確にさせていただきました。やはりその合意形成が常に絶対要件なのかという部分はありますが、富士見町も近隣市町村とは、やはりそういった部分について、お互いが情報共有をしながら意見交換も行っております。是非県にも協力やアドバイスをしていただきたいと思っております。以上です。

田中委員長

はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。

また、この後、ご疑問とかご意見が生じた場合は、県の方にメールなどでお伝えいただければと思います。県の方、それでよろしいですか。はい、ありがとうございます。

今日は皆さんにご議論をいただいて、ある程度、県も含めて一定の認識が得られた部分があったかと思っております。

一つは、災害だとか景観とか、その他の様々なリスクがある事業については、そのリスクはやっぱり抑制していかなきゃいけないんだということ。一方で、地域と調和したり、それから地域と調和する事業や地域に貢献する事業、つまり地域住民にとって、非常に良い、問題のない事業、良い事業については、やはりこれは促進していく。やはりこのメリハリが重要、バランスが重要、ここは一つ一定の認識が共有できたと思います。ただ、とりわけ問題なのは、リスクが多いの山林開発型だということ。茅野委員のお話だと、だいぶ減っていくのではないかというお話もあったんですが、まだまだそれでも問題になっています。この山林開発型、鈴木委員や平松委員からも、具体的にご専門に基づく問題点についてご指摘がありましたので、ここはやはりしっかり抑制をしていく必要があるのだろうということです。

また、近隣住民との合意形成が重要だということについては、小松委員、名取委員、それから水上委員からも出されていた部分になります。ですので、まず合意形成、合意形成のプロセス、そこが重要だということについては一定の共有がある。一方で、何をもって合意形成とするかどうかは、やはりまだまだこれから議論の余地があるということです。

そしてもう一つ。県条例は、県域全体に影響します。一方、77の市町村の地域によって色々な違いがあるので、その違いに配慮した条例にしていく必要がある。つまり、県条例はベースになって市町村が上乘せできるようにするとか、上乘せ・横出しができるような仕組みがいいのではないかといいところはある程度イメージが共有できたのではないかと思います。

また一方で、この条例若しくはガイドライン等で多面的かつ客観的な基準をできる限り盛り込むこと、つまり、他に一点だけではなくて、色々な面からきちんと問題点というか、基準をきちんと設けていく。一方で基準が設けられない部分もありますので、そこをどうしていくのか課題はあるんですが、できる限り条例若しくはその下に設ける規則なのか、あるいは要綱・ガイドラインなのか。そうしたことを示していくことが必要、ここも一定の共有ができたんだろうと思います。

そしてもう一つ、開発時だけでなく、維持管理やその事業後も含めてのルール、何らかのルールをきちんと作らないとうまく機能しないのではないかと。先ほど茅野委員から施工事業者さんの問題も出されましたので、そうしたことも配慮が必要だということも一定の認識共有ができたと思います。

その上で、私も皆さんの意見を聞いていてやはり非常に難しいと思ったのが、実は県とか市町村とかの問題というよりも、やはり国レベルに問題があって、日本の場合は市町村や都道府県に土地利用全般を規制する権限がそもそもないんです。無いので、こうした条例を作るという時は、常に色々な法令の関係性や、バランス、比例原則に常に配慮しなければいけないという非常に難しさがある。そもそも市町村に権限があれば土地利用管理はそれほど難しくなく、というか、そもそもこうした条例は必要ないんですが、そもそも無いというのが最大の問題だということです。やはり、この太陽光だけでなく、平松委員から他の再エネはどうするのか、それからもっと拡張して考えていくと、同種の開発事業については規制されないのに、太陽光だけ規制されるというのも、実は法令上大きな問題が出てくる。例えば、非常に近い事例だと、事業者さんが電柱を立てることは厳しく規制されるけれども、電力会社が巨大な送電線をバンバン引いていくのは、それでは規制されずに野放しになっていること、これはさすがに電柱を規制することは難しいわけです。このこうした問題も存在する一方で、ブラウンフィールドと専門的には言いますが、既に人の手が入って開発されているエリアについては、住宅の屋根も含めて、やはり重要なんだろうと思います。恐らく県で想定している野立ての太陽光は、例えば駐車場などそうしたところでの野立てであれば、むしろ反対しない。屋根になるって助かるよね、ということだと思っています。一方で、この

ブラウンフィールド、つまり、人の手が入ってるんだけれども、まだ十分に議論、今日も論点にはなってないんですけども、問題になるのは、恐らくソーラーシェアリング。つまり、田畑での太陽光発電、もちろん一定の許可の下できるんですが、やはりこの許認可は農業委員会に委ねられています、地域によっては、法の趣旨・目的とずれているのではないかとと思われるものが認められていたり、一方で、別の地域では、本来農業者の利益に資する、農業をサポートするソーラーシェアリングなのに認められない、といった非常にアンバランスもある。そこをどうしていくのかという問題は、背景にこのブラウンフィールドの問題にあるかと思いました。

もう一つ、近隣住民といった時も、実は範囲が難しい問題です。富士見町の事例でいくと一定の距離ということですが、市町村だとそれでうまく通用する場合がありますが、県のレベルだと、10km離れたところに住んでますが、その山の野鳥の専門家がいるといった場合、その専門家も住民に含まれていたりするわけです。ここは社会学とかやってる茅野委員などは、いつも苦労されてるところだと思います。そうしたところも、やはり条例上何らかの規定をする場合は、この仕分けをしないとイケないです。そうすると、そこから漏れた人をどうするのか、そうしたことも難しいところで、論点になってくるかと思っております。今後、皆さんから出た部分も含めて、論点を詰めていければと思っております。

それでは、以上をもちまして、この委員会の議論、討議を終了させていただきます。事務局にあっては、今日の委員からの意見等について整理し、宿題として次回の会議までに必要な資料等の準備をしてください。

本日予定されてる内容は以上です。よろしいですか。はい、それでは本日検討した事項や今後の検討に当たりお気づきの点やご不明な点などございましたら、事務局の方にお寄せください。以上で本日の審議を終了いたします。ご協力どうもありがとうございました。

事務局

田中委員長、委員の皆様ありがとうございました。次回の会議の予定でございますが、5月中旬、この県庁内の会議室で、オンライン併用で開催したいと考えております。改めて日程調整させていただきます。ご連絡申し上げます。よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして第1回長野県環境審議会地域と調和した再生可能エネルギーの推進に関する専門委員会を終了させていただきます。長時間にわたってご討議いただきまして本当にありがとうございました。

(以上)